

エチオピア
商標規則

商標登録及び保護に関する閣僚評議会規則 No. 273/2012

目次

第 I 部 総則

第 1 条 略称

第 2 条 定義

第 II 部 庁との通信

第 3 条 書面による通信

第 4 条 書類の言語

第 5 条 通信への宛先記載及び主題の特定

第 6 条 書類の受領及び捺印

第 7 条 郵便による書類提出

第 8 条 書類の不返却

第 III 部 商標登録出願

第 9 条 出願の提出

第 10 条 団体商標の登録出願

第 11 条 商標の図形的表示

第 12 条 出願の補正

第 13 条 優先権

第 IV 部 出願の審査

第 14 条 方式審査

第 15 条 係属出願の目録

第 16 条 実体審査

第 17 条 類似の商標の登録出願

第 18 条 庁の措置

第 19 条 庁の措置に対する応答

第 20 条 応答期限の延長

第 21 条 出願の拒絶

第 22 条 拒絶後の出願人の行動

第 23 条 出願の放棄

第 24 条 審査官の除斥

第 V 部 商標登録に対する異議申立

第 25 条 商標の登録適格の通知

- 第 26 条 異議申立呼びかけに係る通知の公告
- 第 27 条 商標登録に対する異議申立
- 第 28 条 異議申立の期間
- 第 29 条 異議申立に係る決定
- 第 30 条 上訴

第 VI 部 登録手続

- 第 31 条 商標登録
- 第 32 条 登録証
- 第 33 条 登録の公告
- 第 34 条 代わりの登録証
- 第 35 条 商標登録簿
- 第 36 条 商標の分類方法

第 VII 部 商標登録の更新及び補正

- 第 37 条 更新出願の提出
- 第 38 条 更新請求の認容又は拒絶
- 第 39 条 登録の放棄
- 第 40 条 登録の補正
- 第 41 条 団体商標の使用に適用される規約の改正

第 VIII 部 登録の放棄，取消及び無効

- 第 42 条 権利の放棄
- 第 43 条 登録の取消又は無効

第 IX 部 所有権の移転及びライセンス契約

- 第 44 条 所有権の移転又はライセンス契約の登録
- 第 45 条 ライセンス契約の取消の登録

第 X 部 分割，併合及び連続商標

- 第 46 条 出願の分割
- 第 47 条 別個の出願の併合
- 第 48 条 別個の登録の併合
- 第 49 条 連続商標の登録
- 第 50 条 連続商標の登録出願の分割

第 XI 部 商標代理人

- 第 51 条 登録
- 第 52 条 登録証
- 第 53 条 登録更新
- 第 54 条 登録商標代理人の一覧の公告

第 XII 部 雑則

第 55 条 情報入手

第 56 条 手数料

第 57 条 期限の算定

第 58 条 経過規定

第 59 条 指令を発令する権限

第 60 条 施行日

附則

第 I 部 総則

第 1 条 略称

本規則は、「商標登録及び保護閣僚評議会規則 No. 273/2012」として引用することができる。

第 2 条 定義

本規則においては、文脈上他の解釈を要する場合を除いて、

- (1) 「布告」とは、商標登録及び保護布告 No. 501/2006 をいう。
- (2) 布告第 2 条の下で規定される定義も、本規則に適用する。
- (3) 「庁」とは、エチオピア知的所有権庁をいう。
- (4) 「代理人」とは、本規則に従って庁により登録された商標代理人をいう。
- (5) 「登録所有者」とは、商標を庁に登録した者をいう。
- (6) 「商標の使用」とは、商標を商品、商品の包装若しくはラベルに付すること、商標を商品に密接に関連させて表示すること、商品若しくはサービスに係る広告若しくは販売促進材料に商標を付すること、又はその他の方法で商標と商品若しくはサービスとの間の関係を確立することをいう。
- (7) 「公告」とは、知的所有権官報若しくは全国紙によるか又は庁のウェブサイトへのアップロードによる公表をいう。
- (8) 「人」とは、自然人又は法人をいう。
- (9) 男性による表現は、女性も含む。

第 II 部 庁との通信

第 3 条 書面による通信

- (1) 庁との通信は、書面によるものとする。
- (2) 庁の措置は、専ら庁における書面による記録に基づく。口頭による了解、約定及び通信は、庁に対して拘束力を有さない。

第 4 条 書類の言語

- (1) 商標登録出願又は庁における手続の一部を構成するものとして庁に提出される書類は、アムハラ語又は英語による。
- (2) アムハラ語又は英語以外の言語による書類には、アムハラ語又は英語への翻訳文を添えるものとする。
- (3) 庁は、不正確であると考える翻訳文を受理することを拒絶し、かつ、その書類を訂正のために出願人に返却することができる。
- (4) 書類にアムハラ文字又はローマ字以外の文字による語が含まれている場合は、庁は、翻字又は翻訳及び翻字又は翻訳文に関しその語が属する言語を記載しかつ出願人又は出願人の代理人が署名した陳述を要求することができる。

第 5 条 通信への宛先記載及び主題の特定

- (1) 庁との書面による通信においては、庁の名称及び宛先を適正に記載しなければならない。
- (2) 適切な場合、書面による通信においては、商標、出願人の名称及び宛先、出願日、出願又は手続番号、登録所有者、登録番号及び登録日を明示する。
- (3) 庁は、(1)及び(2)に従わない書類を差出人に返却することができる。
- (4) 第 4 条(3)又は本条(3)に従って返却された書類が更正され、かつ、
 - (a) 返却日から 30 日以内に庁に再提出された場合は、先の提出日に受領されたものとして取り扱われるものとし、また、
 - (b) 30 日より遅れて再提出された場合は、現実の再提出日に受領されたものとして取り扱われるものとする。

第 6 条 書類の受領及び捺印

- (1) 庁は、提出された書類に受領の日時を捺印し、その受領を確認する。
- (2) 庁が、その目的で発令された指令に従った電子的媒体による書類の提出を認容した場合は、電子的装置により登録された受領日時は、当該書類の庁による公式の受領日時とみなされる。
- (3) 庁は、受領した出願に参照番号を付与し、かつ、出願書類を構成する各書類に付与された参照番号を捺印する。
- (4) その出願に関するその後のすべての通信において、(3)に基づいて出願に付与された参照番号を引用する。

第7条 郵便による書類提出

(1) 所定の期限の到来の5日前に速達書留郵便で庁に送付された書類は、期限後に庁が受領したとしても、期限内に提出されたものとみなす。

(2) (1)の規定は、商標の登録及び更新に係る出願に関しては適用しない。

第8条 書類の不返却

(1) 布告、本規則又は庁が発令した指令に明示的に規定されている場合を除き、庁に提出された書類は返却しない。ただし、書面による請求があり、かつ、該当する手数料が納付されたときは、その書類の写しを交付することができる。

(2) 原本を庁に提出した者は、その写しを代わりに提出することにより、原本を取り戻すことができる。

第 III 部 商標登録出願

第 9 条 出願の提出

商標登録出願には、布告第 8 条に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出願人が法人である場合は、当該商標の登録証の写し及び出願に署名した者に当該法人を代理する権限を授与する証拠
- (2) 出願が代理人を通じて提出される場合は、代理人の登録証及び適正に認証された委任状
- (3) 商標が絵によるものであるか又は絵の要素を含む場合は、絵についての簡潔な書面による説明
- (4) 商標に、アムハラ文字若しくはローマ字以外の文字又はアムハラ数字、アラビア数字若しくはローマ数字以外の数字が含まれている場合は、それらのアムハラ文字又はローマ字及びアラビア数字への翻字
- (5) 出願人が商標又は商標の顕著な特徴として色彩の組合せを主張する場合は、彩色した商標及び出願人が商標又は顕著な特徴として色彩の組合せを主張することの説明の写し 3 部。説明には、商標中での各色彩の配置についての記述を含める。

第 10 条 団体商標の登録出願

団体商標の登録のために提出される出願には、第 9 条に定めるもののほか、商標の使用に適用される規約の写し 2 部を添える。

第 11 条 商標の図形的表示

- (1) 商標の図形的表示は、出願人の商品又はサービスに関連して使用されているか又は使用されようとしている商標の正確な表示でなければならない。
- (2) 出願が優先権を求めて第 13 条に従って提出される場合は、図形的表示は、出願人の母国において適正に登録されている商標の登録証に載っている商標の正確な表示でなければならない。

第 12 条 出願の補正

- (1) 出願人は、第 25 条(1)に基づく登録の認容の通知及び異議申立に係る注意喚起の公告の前はいつでも、出願を補正するよう書面により庁に請求することができる。
- (2) 当該補正により、
 - (a) 原出願に示される商標の文字又は絵による表示が本質的に変更される場合
 - (b) 原出願に含まれる商品若しくはサービスの一覧に追加がなされる場合は
 - (1) に基づいて提出された請求は拒絶されるものとする。
- (3) (2) (a) に従う出願拒絶の庁の決定に不満な出願人は、決定の受領から 60 日以内に、管轄権を有する裁判所に上訴することができる。

第 13 条 優先権

布告第 10 条に従って優先権を確立する目的では、外国で提出された先の出願の日は、次

に掲げることを条件として、商標の登録を求めて庁に提出された出願の日として取り扱われるものとする。

(1) 先の出願が、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国である国又はパリ条約に規定する優先権と同等の効果を有する優先権を出願人に付与する国において適正に提出されており、かつ

(2) 出願人が、商標登録出願の提出日から 90 日以内に、先の出願が提出された国が発行した先の出願の認証謄本又は優先権証明書を庁に提出すること

第 IV 部 出願の審査

第 14 条 方式審査

- (1) 庁は、提出された出願について、それが布告第 8 条及び本規則第 9 条の要件を満たしていることを確認するために方式審査を行う。
- (2) 庁は、布告第 8 条及び本規則第 9 条の要件が満たされていないと認めた場合は、必要な訂正を 90 日以内に提出すべき旨を書面により出願人に通知する。
- (3) 出願人が求められた訂正を期限内に提出しない場合は、庁は出願を拒絶し、また出願人は、手数料を納付していた場合はそれを没収される。
- (4) 庁は、布告第 8 条及び本規則第 9 条の要件が満たされていると認めた場合は、出願人への通知により、審査に係る出願の認容を確認する。

第 15 条 係属出願の目録

- (1) 庁は、第 14 条にいう方式要件を満たす係属中の出願の目録を作成し、保持する。
- (2) 目録には、次に掲げる事項を載せる。
 - (a) 各出願人の名称及び宛先
 - (b) 出願された各標章の説明又は複製
 - (c) 各出願の対象である商品又はサービス及びそれらの分類番号
 - (d) 各出願が提出された日時
 - (e) 各出願に庁が付与した番号

第 16 条 実体審査

- (1) 庁は、次に掲げる事項について決定するために、商標登録出願について実体審査を行う。
 - (a) 布告第 5 条に基づく商標の登録可能性
 - (b) 布告第 6 条又は第 7 条に基づく登録の拒絶
- (2) (1) に基づく出願の実体審査は、次のように行う。
 - (a) その目的で庁が発令した指令に従って商標を評価し、
 - (b) 登録商標及び出願係属中の商標について庁の記録を調査する。
- (3) 何人も、商標登録の出願前は、本規則に付属する附則に定める手数料を納付して、出願する商標が登録されているか否かを知るための調査を申請することができる。

第 17 条 類似の商標の登録出願

- 同一の又は類似の商品又はサービスについて、類似の商標の登録を求める 2 件以上の出願が同日に庁に提出され、かつ、それらの何れにも優先権がない場合は、
- (1) 庁は、先ず、エチオピアで使用されている商標を布告第 7 条適用上の先の商標として取り扱うことができ、
 - (2) 何れの商標もエチオピアにおいて使用されていない場合は、時間的に最初に出願された商標を布告第 7 条適用上の先の商標として取り扱うものとする。

第 18 条 庁の措置

庁は、実体審査の結果として、

- (1) 布告第 5 条に従って一定の追加要件を満たすよう出願人に求めるか、
 - (2) 布告第 6 条又は第 7 条に基づいて当該商標は登録を許容できないとの結論を出した場合は、
- その旨を、その理由と共に、書面により出願人に通知する。

第 19 条 庁の措置に対する応答

- (1) 出願人は、第 18 条に従って通知を受領してから 90 日以内に、庁に応答しなければならない。
- (2) 出願人は、その応答において次に掲げることをすることができる。
 - (a) 定められた追加の要件を満たすか又は登録を妨げる事由を除去するための然るべき措置をとること、
 - (b) 本規則に規定する制限に従うことを条件として、(a) にいう措置をとる目的で出願の補正を請求すること
- (3) 庁は、出願人の応答を受領したときは、出願を再審査する。

第 20 条 応答期限の延長

- (1) 出願人が、第 19 条に規定する期限の満了前に、かつ、本規則に付属する附則に規定する手数料を納付して、書面により、十分な理由を付して請求した場合は、その期限を延長することができる。
- (2) 期限は、当該の応答期間の満了から連続 90 日の期間だけ、(1) に基づいて延長することができる。ただし、かかる延長は 2 回を超えては許容されない。
- (3) 庁は、延長が認められるか否かの決定を書面により出願人に通知する。

第 21 条 出願の拒絶

- (1) 第 19 条に基づく出願人の応答を受領してからの出願の再審において、出願人が定められた追加の要件を十分に満たしていないか又は登録を妨げる事由を除去していないことが明らかになった場合は、庁は、当該商標登録出願を拒絶する。
- (2) (1) に基づく庁の決定は、書面により、拒絶の理由を記載して、出願人に伝達されるものとする。
- (3) 商標登録出願が拒絶された出願人は、庁の決定の受領から 60 日以内に、管轄権を有する裁判所に上訴することができる。

第 22 条 拒絶後の出願人の行動

出願人は、拒絶に対する上訴の期間の満了前に、満たされていない要件を満たすか若しくは登録を妨げる事由を除去するための措置をとること又はかかる措置をとるために出願を補正することができる。

第 23 条 出願の放棄

- (1) 次に掲げる何れかの場合には、庁は、出願を放棄されたものとして取り扱う。

- (a) 出願人が、手続の何れかの時点で、書面による通知により、明示的に出願を取り下げた場合
 - (b) 出願人が、応答期間若しくは認められた延長期間の満了前に庁の決定に応答すること、又は満たされていない要件を十分に満たす措置をとるか、登録を妨げる事由を除去するか、若しくはかかる措置をとる目的で出願を補正することをしなかった場合
 - (c) 出願人が、上訴の期間の満了前に、庁の決定に対して管轄権を有する裁判所に上訴しなかった場合
 - (d) 出願人の上訴が敗訴した場合
- (2) 出願が放棄された場合、庁は、ファイルに「ABANDONED」と捺印し、それを放棄されたファイルの記録に入れる。

第 24 条 審査官の除斥

商標登録出願を審査するよう庁により選任された者は、次に掲げる何れかに該当する場合は、自らの判断により又は出願人若しくはその他の利害関係人の請求に基づいて、その職務の遂行から除斥されるものとする。

- (1) 出願人又はその代理人の近親であること
- (2) 当該商標の登録出願に利害関係を有すること
- (3) 当該出願の公平な審査に影響を及ぼす虞があるような関係を出願人又はその代理人との間に有すること

第 V 部 商標登録に対する異議申立

第 25 条 商標の登録適格の通知

庁は、次に掲げる何れかが済んだ後に、出願されている商標が登録に適格であると決定した場合は、異議申立のための当該商標の公告の準備をすると共に、出願人に対し、登録目的での当該出願の認容及び異議申立の呼びかけの公告について通知する。

- (1) 第 17 条又は第 19 条(3)に従う出願の審査又は再審査
- (2) 満たされていない要件を十分に満たすために又は登録を妨げる事由を除去するために出願人が第 22 条に基づいてとった措置

第 26 条 異議申立呼びかけに係る通知の公告

(1) 庁は、布告第 12 条に基づいて、商標登録に対する異議申立呼びかけのための通知を出願人の費用において公告する。通知には、次に掲げる事項を含めるものとする。

- (a) 出願人の名称及び宛先
 - (b) 商標の図形的表示
 - (c) 出願の対象である商品又はサービス及びそれらの分類番号
 - (d) 出願日又は適切な場合は優先日
 - (e) 出願番号
 - (f) 存在する場合は権利の部分放棄
 - (g) 該当する場合は出願人の代理人の名称及び宛先
- (2) 出願人が、第 25 条にいうものの受領の日から 60 日以内に、異議申立呼びかけのための通知を公告する費用に当てるのに必要な金額を納付しなかった場合は、当該商標登録出願は放棄されたものとみなし、23 条(2)に従って取り扱う。

第 27 条 商標登録に対する異議申立

(1) 商標登録に異議申立をしようとする者は、その目的で庁が定めた様式に記入した異議申立書を提出することができる。

- (2) 異議申立書には、次に掲げるものを添える。
 - (a) 異議申立の理由を裏付ける証拠
 - (b) 所定の手数料の納付の証拠
 - (c) 登録に異議申立をする当事者が法人である場合は、その登録の証明書の写し及び異議申立書に署名した者に当該法人を代理する権限が授与されている証拠
 - (d) 異議申立書が代理人を通じて提出される場合は、代理人の登録証明書及び適正に認証された委任状

第 28 条 異議申立の期間

(1) 異議申立書は、異議申立呼びかけのための通知の公告日から 60 日以内に提出しなければならない。

(2) 出願人が(1)に定める期間の満了前に本規則に付属する附則に規定する手数料を納付して延長申請書を提出した場合は、庁は、異議申立書の提出期間を追加の 60 日間に限り延長することができる。

(3) 庁は、(2) に基づいて認められた異議申立の期間の延長を出願人に伝達する。

第 29 条 異議申立に係る決定

(1) 庁は、異議申立書の提出日から 30 日以内に、異議申立書及び異議申立書に添えた書類の写しを出願人に送付する。

(2) 庁は、布告第 13 条(3)に従って異議申立に対する応答を提出するために定められた期間を出願人に通知する。この期間は、出願人が(1)に従って異議申立書の写しの送達を受けた日から 90 日以上でなければならない。

(3) 出願人が(2)に基づいて定められた期間内に応答しなかった場合は、商標登録出願は放棄されたものとみなされ、第 23 条(2)に従って取り扱われる。

(4) 庁は、異議申立に対する応答の提出日から 90 日以内に、布告第 13 条(4)に基づく異議申立に関する庁の決定を下す。

(5) 何れの当事者も第 30 条に従って管轄権を有する裁判所に上訴しなかった場合は、庁の決定が有効となる。

第 30 条 上訴

商標登録に対する異議申立に関する庁の決定に不満を有する当事者は、決定の受領から 60 日以内に、布告第 17 条(2)に従って、管轄権を有する裁判所に裁判所に上訴することができる。

第 VI 部 登録手続

第 31 条 商標登録

- (1) 異議申立が提出されないか又は功を奏しなかった場合は、庁は、商標の登録適格性を記載し、かつ、本規則に付属する附則に規定された手数料の納付を求める通知を出願人に送付する。
- (2) 庁は、(1) にいう通知に、登録の条件として、布告第 5 条 (3) に基づいて保護の対象として適格でない商標の要素に係る排他権について出願人が権利の部分放棄をするべき旨の求めを含めることができる。
- (3) 庁は、出願人が、(1) にいう通知を送達されてから 90 日以内に次に掲げることを行った場合は、商標を登録する。
 - (a) 適正な手数料を納付すること、
 - (b) (2) に基づいて求められた権利の部分放棄を受け入れること
- (4) 出願人が、(3) に定める期間内に、適正な手数料を納付しなかったか又は権利の部分放棄の条件を受け入れなかった場合は、商標登録出願は放棄されたものとみなされ、第 23 条 (2) に従って取り扱われる。

第 32 条 登録証

- (1) 庁は、第 31 条に基づいて商標を登録したときは、登録証を出願人に交付する。
- (2) (1) に基づいて交付される登録証には、次に掲げる事項を含める。
 - (a) 商標の複製
 - (b) 登録日及び番号
 - (c) 所有者の名称、宛先及び国籍
 - (d) 出願日又は場合に依りて優先日
 - (e) 登録の対象である商品又はサービス及びそれらの分類番号
 - (f) 登録の有効期間
 - (g) 存在する場合は、出願人の代理人の名称及び宛先
 - (h) 権利の部分放棄

第 33 条 登録の公告

- (1) 庁は、布告第 16 条に従って、本規則第 32 条にいう登録証に記載されているのと同じ情報を記載した登録を公告する。
- (2) 庁により登録された商標の所有者は、商標に®(を密着させて表示することにより、登録を宣伝することができる。

第 34 条 代わりの登録証

- (1) 登録証が紛失したか又は損われた場合は、登録所有者は、代わりの証明書の交付を庁に申請することができる。
- (2) 庁は、紛失した証明書又は損なわれた証明書の返却に関する通知が申請人の費用において公告され、かつ、本規則に付属する附則に規定された手数料が納付されたときは、先に交付された証明書に記載された情報を記載する代わりの証明書を交付する。

第 35 条 商標登録簿

- (1) 庁は、商標登録簿を準備し、保持する。
- (2) 庁は、次に掲げる事項についての情報を登録簿に記入する。
 - (a) 庁により登録された商標
 - (b) 更新され、補正され、抹消され及び無効にされた商標登録
 - (c) 登録商標に関する所有権及びライセンス契約の移転
- (3) 布告及び本規則に規定するところにより庁が商標登録簿に記入するその他の追加情報を除き、商標登録簿中の登録標章についての情報は、登録証に記載されているものと同一でなければならない。

第 36 条 商標の分類方法

庁は、標章の登録に関し、適用する商品及びサービスの国際分類に従って商標を登録する。

第 VII 部 商標登録の更新及び補正

第 37 条 更新出願の提出

商標登録の更新に係る出願は、布告第 25 条(3)に定める期間内に、庁がその目的で定める様式に記入して庁に提出するものとし、かつ、適正な出願手数料を納付した証拠を添えなければならない。

第 38 条 更新請求の認容又は拒絶

(1) 庁は、更新出願を審査してそれを認容可能と認めたときは、本規則に付属する附則に規定する手数料の納付により商標の登録を更新し、更新証明書を登録所有者に交付する。

(2) 庁は、更新出願が不完全であるか又は不正確であると認めた場合は、更新を拒絶して、当該拒絶及び拒絶の理由を登録所有者に通知する。

(3) 庁は、更新の後、更新の通知を公告するものとし、それには更新証明書に記載されたのと同じの情報を記載する。

第 39 条 登録の放棄

(1) 商標登録は、登録所有者が次に掲げる何れかのことを怠った場合、登録の有効期間が満了したときに放棄されたものとみなす。

(a) 期限内に更新出願を提出すること又は適正な手数料を納付すること

(b) 本規則第 38 条(2)にいう通知に明示する更新出願の認容に係る条件を通知の受領から 90 日以内に十分に満たすこと

(c) 第 38 条(2)にいう通知の受領から 60 日以内に管轄権を有する裁判所に上訴した場合に、庁の決定を破棄する同裁判所の決定を獲得すること

(2) 庁は、登録所有者が次に掲げることをした場合、第 38 条(2)にいう通知に明示する更新出願の認容に係る条件を十分に満たすための 90 日の延長期間を付与することができる。

(a) (1)(b)に明示する期間の満了前に、追加の延長期間に係る請求書であって、所定の期間内に要求される措置をとらなかつたことに関する正当な理由を庁に満足の行くように示すものを提出し、かつ、

(b) 本規則に付属する附則に規定する手数料を納付すること

第 40 条 登録の補正

(1) 次に掲げる何れかの目的で、商標登録の補正を許容することができる。

(a) 登録における錯誤を訂正するため

(b) 登録されている特定の商品又はサービス及びそれらの分類番号を取り消すため

(c) 権利の部分放棄を登録するため

(d) 登録にその他の些細な変更を施すため

(2) 商標登録の補正に係る申請は、その目的で庁が定める様式に記入して庁に提出するものとし、かつ、次に掲げるものを添える。

(a) 本規則に付属する附則に規定する手数料を納付した証拠。ただし、庁の過失により

生じた錯誤を訂正するための補正の場合を除く。

(b) 商標を補正する場合は、補正されたものの写し 3 部

(c) 原登録証

(3) 庁は、申請を審査して、申請された補正が適正なものであると認めた場合は、商標登録簿に変更を記入し、当該補正に基づく新登録証を登録所有者に交付する。ただし、補正が登録における錯誤を訂正するものである場合は、補正された登録は、始めから訂正された形で登録されていたものとしての効力及び効果を有するものとする。

(4) (3) にいう登録証に記載されているのと同じの情報を含む登録補正通知を公告する。

第 41 条 団体商標の使用に適用される規約の改正

(1) 庁は、布告第 22 条(1)に基づいて、登録のために提出された団体商標の使用に適用される規約の改正を吟味し、改正に公序良俗に反する規定が含まれているか否かを決定する。

(2) 布告第 22 条(2)に基づく改正の公告には、次に掲げるものを含める。

(a) 登録団体商標の所有者の名称

(b) 団体商標

(c) 団体商標の対象である商品又はサービス

(d) 登録番号及び登録日

(e) 改正された規約の写し

(f) 異議申立及び意見を提出する期間。ただし、この期間は、公告日から 60 日以上でなければならない。

(3) 庁は、次に掲げるものが存在しないと決定した場合は、改正規約を登録し、かつ、登録の通知を公告する。

(a) 改正中の公序良俗に反する規定、

(b) 登録の拒絶を正当化する異議申立又は意見

(4) 庁は、改正規約の登録を拒絶した場合は、その決定及び決定の理由を登録所有者に通知する。

(5) 庁の決定に不満な登録所有者は、決定の受領から 60 日以内に、管轄権を有する裁判所に上訴することができる。

第 VIII 部 登録の放棄，取消及び無効

第 42 条 権利の放棄

(1) 布告第 34 条(1)に基づく登録商標に係る権利の放棄の登録申請は，その目的で庁が定める様式に記入して提出する。

(2) 商標がライセンス契約により移転し，かつ，この移転が商標登録簿に記入された場合は，(1)にいう申請には，布告第 34 条(2)に基づき，放棄に同意する旨のライセンシーの書面による宣言を添えなければならない。

第 43 条 登録の取消又は無効

(1) 布告第 35 条又は第 36 条に基づいて商標登録の取消又は無効を請求する申請は，庁がその目的で定める様式により行うものとし，かつ，裏付書類及び本規則に付属する附則に規定する手数料の納付の証拠を添える。

(2) 庁は，(1)に従って庁に提出された申請及び裏付書類を，応答の提出期限を記載した通知と共に登録所有者に送付する。ただし，この期限は，通知の受領日から 60 日以上後でなければならない。

(3) 庁は，職権により，商標登録の無効を正当化する理由が存在すると判断した場合は，その旨を登録所有者に書面により伝達し，かつ，(2)により定める期限内に応答するよう同人に促す。

(4) 登録所有者が(2)又は(3)に従って所定の期間内に応答するのを怠った場合は，登録の取消又は無効を正当化するとされる理由が認められるものとみなされ，庁は，登録を取り消すか又は無効にする決定を下す。

(5) 登録所有者が，(2)又は(3)に従って所定の期間内に応答した場合は，庁は，提起された問題点及び提示された証拠を適正に審査して決定を下す。

(6) (4)又は(5)に基づいて下された庁の決定の写しを登録所有者及び適切な場合は登録の取消又は無効を請求した者に送付する。

(7) 登録所有者が次に掲げることを怠った場合は，登録の取消又は無効の通知が商標登録簿に記入され，かつ，公告される

(a) 商標登録を取り消すか又は無効にするとの庁の決定の写しを受領した日から 60 日以内に，管轄権を有する裁判所に上訴すること，

(b) 同裁判所による破棄の決定を獲得すること

第 IX 部 所有権の移転及びライセンス契約

第 44 条 所有権の移転又はライセンス契約の登録

(1) 登録商標の所有権の移転又はライセンス契約の登録に係る申請は、庁がその目的で定めた様式に記入して行うものとし、かつ、移転契約又はライセンス契約の写し及び本規則に付属する附則に規定された該当手数料の納付の証拠を添えなければならない。

(2) 庁は、適正に作成された請求を受領したときは、少なくとも次に掲げる事項を含む情報を商標登録簿に記入し、かつ、登録の通知を公告する。

(a) 被移転人又はライセンシーの完全名称、宛先及び国籍

(b) 所有権移転又はライセンス契約の対象である商品又はサービス及びそれらの分類のリスト

(c) 移転契約又はライセンス契約に従って当該商標が使用される地域

(d) 移転又はライセンス契約の登録日

(3) 所有権移転又はライセンス契約が商標登録の対象である商品又はサービスの一部に関するものである場合は、庁は、移転又はライセンス契約の対象である商品又はサービスを記載して、被移転人には新しい登録証を、ライセンシーには証拠を交付する。

第 45 条 ライセンス契約の取消の登録

(1) 登録商標のライセンス契約の取消の登録に係る申請は、庁がその目的で定める様式に記入して行うものとし、かつ、ライセンス契約を取り消す書類の写し及び本規則に付属する附則に規定する該当手数料の納付の証拠を添えなければならない。

(2) 庁は、適正に作成された申請を受領したときは、ライセンス契約の取消についての情報を商標登録簿に記入し、かつ、登録の取消の通知を公告するものとする。

第 X 部 分割，併合及び連続商標

第 46 条 出願の分割

- (1) 出願人は，商標登録の前はいつでも，庁がその目的で定める様式を用いて，自己の出願を 2 以上の別個の出願に分割するよう請求することができる。
- (2) 出願人は，分割出願それぞれについて，商品又はサービスの指定を表示する。
- (3) 各分割出願は，原出願と同一の出願日を有する別個の登録出願として取り扱われる。
- (4) 出願の公告後に，出願を分割するよう求める請求が提出された場合は，原出願に対する異議申立は，各分割出願に適用される。

第 47 条 別個の出願の併合

- (1) 別個の商標登録出願を行った出願人は，庁が何れかの出願の公告の準備を完了する前はいつでも，庁がその目的で定めた様式を用いて，別個の出願を単一出願に併合するよう求める請求をすることができる。
- (2) 併合請求の対象であるすべての出願が次に掲げること該当する場合は，庁は(1)に基づいて行われた請求を認容し，これらの出願を単一出願に併合する。
 - (a) 同一の商標に関するものであり，
 - (b) 同一の出願日を有し，かつ，
 - (c) 請求時に，同一人の名義によるものであること

第 48 条 別個の登録の併合

- (1) 2 件以上の登録商標の所有者は，庁がその目的で定める様式に記入して，これらの登録を単一の登録に併合するよう庁に請求することができる。
- (2) 登録が同一の商標に関するものである場合は，庁は，(1)に基づいて行われた請求を認容し，これらを単一の登録に併合する。
- (3) (1)に基づいて併合される商標の何れかの登録が権利の部分放棄の対象である場合は，併合登録も当該制限の対象となる。
- (4) 別個の登録が異なる登録日を有する場合は，併合登録の登録日はこれらの日で最も後の日とする。

第 49 条 連続商標の登録

- (1) 連続商標の所有者は，庁がその目的で定める様式に記入して，連続する単一の登録としての登録を申請することができる。
- (2) 連続するものとして主張されている各商標の図形的表示を，(1)に基づいて行う申請に含めるものとする。
- (3) 庁は，これらの標章が連続体を構成することに納得した場合は，申請を認容し，それに則してこれらを登録する。

第 50 条 連続商標の登録出願の分割

- (1) 第 49 条に基づいて連続商標の登録を出願した者は，庁が公告の準備を完了前はいつでも，庁がその目的で定めた様式に記入して，当該出願を 2 以上の別個の出願に分割す

るよう請求することができる。

(2) 第 46 条(2)に規定する条件が満たされている場合は、庁は、前記の請求を認容し、それに則して出願を分割する。

第 XI 部 商標代理人

第 51 条 登録

- (1) 商標の登録及び保護の手續に関連して商標所有者の代理人として行動することを希望する者は、商標代理人として登録されなければならない。
- (2) 商標代理人として庁により登録されることを希望する申請人は、
 - (a) エチオピアに居住していなければならない、
 - (b) 21 歳以上でなければならない、
 - (c) エチオピアにおいて弁護士を開業することを認可されている弁護士であるか又は関係の学問分野において少なくとも中級の資格を取得し、商標の分野において 3 年以上の実務経験があり、かつ、庁が実施する能力評価考査に合格した者でなければならない、
 - (d) 管轄権を有する裁判所又は関係の規制機関から犯罪又は職務上の非行に関して有罪の判決を受けた記録がない者でなければならない。
- (3) (2) (a) から (d) までに規定する要件を満たしている者は、本規則に付属する附則に規定する手数料を納付して、商標代理人の能力評価考査を受けることができる。
- (4) 庁は、その指令に定める日程に従って、年に 2 回、商標代理人の能力評価考査を行うことができる。

第 52 条 登録証

- (1) 庁は、申請が第 51 条に定める要件を満たしていると認定した場合は、出願人の名称を商標代理人登録簿に記入し、かつ、本規則に付属する附則に規定する手数料の納付により登録証を交付する。
- (2) 登録証には、次に掲げるものを含める。
 - (a) 商標代理人の完全名称、国籍並びに居所及び事業の宛先
 - (b) 登録日
 - (c) 交付担当官の名称及び署名
- (3) 商標代理人登録証は、交付日から 1 年間有効とする。

第 53 条 登録更新

- (1) 商標代理人の登録更新に係る申請は、庁がその目的で定める様式に記入して、有効期間の満了から 30 日以内に庁に提出する。
- (2) 庁は、更新申請を受領した場合は、第 51 条(2) (a) 及び(d) に規定する要件に従うことを条件として、本規則に付属する附則に規定する手数料の納付により登録を更新し、更新証明書を交付する。
- (3) 更新申請が(1) に定める期間内に提出されなかった場合でも、申請が同期間に続く 30 日以内に提出され、かつ、第 56 条(3) に基づいて決定される追加手数料が納付されたときは、登録を更新することができる。

第 54 条 登録商標代理人の一覧の公告

庁は、毎年、登録商標代理人の一覧を公告する。

第 XII 部 雑則

第 55 条 情報入手

利害関係人は、本規則に付属する附則に規定する手数料を納付して、次に掲げることを書面により請求することができる。

- (1) 商標を調査させて調査報告を入手すること、
- (2) 商標登録簿又は庁が公にしたその他の記録及び書類を閲覧すること並びにそれらの写しを入手すること

第 56 条 手数料

- (1) 布告及び本規則に基づいて庁の業務に関して行われるべき手数料の納付は、本規則に付属する附則に規定する料金に従って行うものとする。
- (2) ある業務の目的である商標が 1 分類を超える商品又はサービスを対象としている場合は、手数料には、1 件を超える商品又はサービスの分類毎に、附則に規定する手数料の 50%を追加納付しなければならない。
- (3) 布告又は本規則に定める正規の更新期間の満了後の遅延登録更新の場合は、本規則に付属する附則に規定する手数料の 50%に相当する手数料を追加納付しなければならない。

第 57 条 期限の算定

布告又は本規則に定める期限が就業日以外の日に当たるときは、当該日の次の就業日を期限とする。

第 58 条 経過規定

- (1) 本規則の施行日前に係属していた商標登録出願は、旧手続に従って取り扱うものとする。ただし、未払いの手数料納付に関しては、本規則に付属する附則に規定する手数料を適用する。
- (2) 本規則の施行日前に登録された商標代理人は、庁の指令により決定される期間内に本規則に規定する要件が満たされたときに登録されるものとする。

第 59 条 指令を発令する権限

庁は、布告及び本規則を施行するのに必要な指令を発令することができる。

第 60 条 施行日

本規則は、連邦官報における公告の日に施行する。

2012 年 12 月 24 日にアジスアベバにて作成。

附則

業務手数料

番号	業務の種類	手数料（ビル）
1	商標登録に係る出願	1750.00
2	商標登録出願の補正	350.00
3	商標登録に対する異議申立	1500.00
4	商標登録	3000.00
5	商標登録更新に係る申請	1300.00
6	商標登録の更新	2200.00
7	商標登録の補正に係る申請	350.00
8	商標登録の補正	360.00
9	代わりの商標登録証	495.00
10	商標登録の取消又は無効に係る申請	2600.00
11	商標の所有権移転の登録	1300.00
12	商標ライセンス契約の登録	1300.00
13	商標ライセンス契約の取消の登録	450.00
14	商標登録出願の分割（分割から生じる各出願について）	350.00
15	商標の登録又は登録出願の併合（各登録又は出願について）	350.00
16	商標代理人の登録に係る申請	315.00
17	商標代理人の能力評価考査	270.00
18	商標代理人登録	1350.00
19	商標代理人登録の更新	1125.00
20	期限の延長に係る申請	500.00
21	登録商標に係る調査	450.00
22	庁の記録及び書類の閲覧	150.00
23	庁の記録及び書類の写し（各ページについて）	10.00